

大神・吉際地区住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ 第7号

大神・吉際地区の
住居表示実施までのスケジュールを
お知らせします！

わかりやすく、訪ねやすいまちづくりのため、お住まいの皆様

ご住所が令和5年10月16日(月)に新しくなります。

住居表示実施までのスケジュール(予定)は、以下のとおりです。

【住居表示実施までのスケジュール】(予定)

※戸別にて配付を行っているため、配付物がお手元に届く時期には前後があります。

(令和5年)

- ・9月上旬～ 皆様の新しい住所が記載された通知書兼証明書や、住所変更の手続方法等を記載した「住居表示の手引き」、新しい住所を知人等にお知らせするためのハガキ等を戸別に配付。
住所変更の手続方法等について、「住居表示の手引き」に沿った説明動画の公開。
- ・10月上旬 動画を見られない方や手続等にご不明な点がある方に向けた、説明会の実施。(日程等は後日お知らせします。)
- ・10月16日(月) 大神・吉際地区住居表示実施

～Q&A～

Q) 自分自身で住所変更の手続きをする必要はありますか？

A) ご本人で変更手続きをしなければならないものがあります。

詳しくは9月以降に配付する住居表示の手引き（手続き等が記載）をご覧ください。説明会の開催も予定しております。

～～住居表示実施後の手続きの一例です～～

◎ **手続き「不要」：行政(市や法務局等)が変更するもの(職権でできる)**

例 住民基本台帳などの公簿類の住所欄、登記簿上の字名（表題部）、国民年金・厚生年金受給者、印鑑登録原票、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、㊦（小児）医療証、児童扶養手当証書、上下水道、NTT（固定電話）、NHK 等

◎ **手続き「必要」：皆様に住所変更手続きをお願いするもの(職権できない)**

例 マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、自動車の所有者・使用者、個人契約の銀行や保険等、不動産登記簿の所有者等の住所 等

Q) 変更の手続きは代理人でも可能でしょうか？

A) 運転免許証等、代理人で可能な場合もございます。手続き方法については、住居表示の手引き（手続き等が記載）やお知らせ等でご案内します。

Q) 住所が変わったことを知人等に知らせるためのハガキ等がありますか？

A) 世帯・事業所ごとに、新しい住所を知人や取引先等にお知らせするための送料無料のハガキ配付を予定しております。

Q) 住所が新しくなることで、学区や自治会の区域は変更になりますか？

A) 現在のところ、学区の変更はありません。自治会についても、区域変更と連動しませんので、必ずしも変更の必要はありません。

Q) 住所変更に伴い証明書等は発行されますか？

A) 市から「住居番号設定通知書兼証明書」を個別に配付します。配付する枚数は、別途ご案内します。

Q) 本籍や登記簿の土地の地番は変更になりますか？

A) 市や法務局等では、字名から町名への変更（例：大神⇒大神〇丁目）を行います。地番（土地の番号）に変更はありません。



詳しくは事務局まで、お問合せください。

令和5年7月

発行：大神・吉際地区住居表示実施検討会

事務局：平塚市都市整備課

電話：21-8783（直通）

23-1111（代表）内線2113